

大府市上下水道事業規程第4号

大府市上下水道事業就業規程（昭和52年大府市水道事業規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月30日

大府市長 岡村秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第23条 略 2 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第11条に規定する勤務（災害その他避けることのできない理由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 （介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第24条 前条の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして市長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市長が別に定めるところにより、当	（育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第23条 略 2 <u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第11条に規定する勤務（災害その他避けることのできない理由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 （介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第24条 前条の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして市長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市長が別に定めるところにより、当

改正後	改正前
該子を養育」とあり、<u>並びに同条第２項及び第３項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、同条第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>	該子を養育」とあり、<u>同条第２項中「３歳に満たない子のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び同条第３項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、同条第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>

附 則

この規程は、令和７年６月30日から施行する。